

令和6年度

# 池田市留守家庭児童会 『なかよし会』

## 入会のご案内

- 年度当初(4月)の入会 ( 一斉受付 )  
受付期間:令和5年12月1日(金)~12月26日(火)  
別紙『令和6年度池田市留守家庭児童会(なかよし会)入会について』をご確認いただき、提出書類をご提出ください。
- ※ 現在入会している児童の方も、新年度において入会を希望される場合は申込みが必要です。 上記の期間を過ぎると、5月以降の入会となります。
- 年度途中(5月以降)の入会  
受付期間:入会月の前月15日まで(休日の場合は、その前の開庁日)



池田市教育委員会 教育部 生涯学習推進室 地域教育課

《電話 072-752-1111 内線 337》

《直通 072-754-6610》

【令和5年10月作成版】

制度や運営状況等の変更に伴い、記載内容を更新することがあります。あらかじめご了承ください。

## 留守家庭児童会について

1. 留守家庭児童会とは . . . . . P. 1
2. 留守家庭児童会の概要 . . . . . P. 1～2
3. 開設場所 . . . . . P. 2
4. 指導員 . . . . . P. 2
5. 延長保育 . . . . . P. 2～3

## 手続き及び料金など

6. 入会後の各種手続きについて . . . . . P. 3
7. 保育料および納付方法 . . . . . P. 4
8. 入会および延長利用の決定 . . . . . P. 5
9. 入会決定の取り消し . . . . . P. 5
10. 入会の準備、留守家庭児童会の生活 . . . . . P. 5
11. 児童会でのケガについて . . . . . P. 6
12. 留守家庭児童会との連絡 . . . . . P. 6
13. 欠席・早退の時や出欠席の対応 . . . . . P. 6
14. 安全な留守家庭児童会の生活のために . . . . . P. 7
15. 緊急時の対応 . . . . . P. 8～9
16. 新学年への継続手続き . . . . . P. 9

## 留守家庭児童会での生活について

17. 留守家庭児童会の一日の流れ . . . . . P. 10

## 1. 留守家庭児童会とは

### 目 的

留守家庭児童会（以下「児童会」という。）は通称「なかよし会」といい、昼間保護者が就労などで育成できない留守家庭の児童を対象に、小学校等と連携し、放課後及び長期休業中などに生活指導を行い、楽しい集団生活を営ませ、豊かな心情と健康な身体を養い、健全な成長を図るため実施しています。

### 入会対象児童

児童会のご利用にあたっては、下記の要件が必要です。

- 1) 池田市内在住で小学校及び義務教育学校の前期課程に在籍する1年生から3年生まで（支援学級在籍児童、あるいは療育手帳・身体障がい者手帳の交付を受けている児童は、6年生まで）の児童であること。
- 2) 全ての保護者及び同居の親族（同一家屋に住む場合）などが次の事由により、放課後に児童を育成できないと認められる状態が3ヶ月以上継続する場合。
  - ① 居宅外で労働することを常態としている、またはその予定（勤務先が内定している）である。居宅内で当該児童と離れ労働することを常態としている、またはその予定である。

▽本項における『労働』とは、下記の状況を指します

**週4日（月15日）以上で1日4時間以上、勤務終了時刻が午後3時以降であること**

- ② 妊娠中または出産後、間もない状態である。（産前6週間、産後8週間以内）
  - ③ 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神あるいは身体に障がい者手帳（1級、2級又は療育手帳）を有している。
  - ④ 長期にわたり疾病にかかった状態にあるか、または精神あるいは身体に障がいを有する同居の親族などを常時介護している。
  - ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっている。
  - ⑥ 市長が児童会の利用を認める状態にある。
- ※ 保護者が育児休業を取得中・求職中の方は原則として入会の対象になりません。  
※ 入会には入会要件を満たす必要がありますが、事情により申請時点では資格証明書を提出できない場合、市の指定する期日までに資格証明書を提出することを条件に、申請をすることができます。詳しくはご相談ください。

## 2. 留守家庭児童会の概要

### 1) 開設日及び開設時間

- |                     |       |   |        |
|---------------------|-------|---|--------|
| ① 学校の平常授業時期         | 放課後   | ～ | 17時00分 |
| ② 土曜日（学校行事等の予定日を除く） | 8時00分 | ～ | 17時00分 |
| ③ 長期休業期間（春・夏・冬休み）   | 8時00分 | ～ | 17時00分 |
| ④ 学校の代休日            | 8時00分 | ～ | 17時00分 |
- ※②～④は、午前8時00分から午前10時までに入室してください。
- |                    |        |   |        |
|--------------------|--------|---|--------|
| ⑤ 延長保育開設時間（土曜日を除く） | 17時00分 | ～ | 19時00分 |
|--------------------|--------|---|--------|

その他緊急時や学校の運営などにより、上記にかかわらず帰宅させることがあります。

- イ) 児童に危害が及ぶような事態の発生
- ロ) インフルエンザなどの学級・学年・学校閉鎖
- ハ) 気象警報発表時（詳細は4月にお知らせします。）
- ニ) その他学校の運営など

## 2) 休所日

- ① 日曜日 及び 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 盆（8月12日～8月15日）
- ③ 年末・年始（12月29日～1月3日）
- ④ その他市長が必要と認める日

## 3. 開設場所

市内の10公立小学校・義務教育学校内に設置しています。

児童会に係る書類提出や連絡等は、必ず児童会または担当課の窓口へお願いします。  
入会希望者が多数の場合、安全管理上の理由で入会保留となる可能性があります。

名 称	住 所	位 置
池田留守家庭児童会	大和町1番4号	池田小学校内
秦野留守家庭児童会	畑1丁目1番1号	秦野小学校内
北豊島留守家庭児童会	豊島北2丁目12番1号	北豊島小学校内
呉服留守家庭児童会	姫室町10番1号	呉服小学校内
石橋留守家庭児童会	井口堂3丁目3番30号	石橋小学校内
五月丘留守家庭児童会	五月丘2丁目3番1号	五月丘小学校内
石橋南留守家庭児童会	石橋4丁目6番1号	石橋南小学校内
緑丘留守家庭児童会	緑丘2丁目5番12号	緑丘小学校内
神田留守家庭児童会	神田2丁目4番1号	神田小学校内
ほそごう留守家庭児童会	伏尾台3丁目14番地	ほそごう学園内

## 4. 指導員

都道府県による研修を修了した放課後児童支援員、放課後児童支援員を補助する補助員により運営しています。

## 5. 延長保育

保護者の就労等の理由により、午後5時以降も保育が必要であると認められる場合は、延長保育を申し込むことができます。（土曜日を除く）

延長のみの利用はできません。また、退室後の再入室もできませんのでご了承ください。

### 1) 延長保育料

月額 3,000 円（通常保育料とあわせて口座から振替いたします）

申請されますと、利用がない場合も保育料を徴収いたしますので、利用を中止される場合は、中止日の月末までに「延長利用中止届」を提出してください。

### 2) お迎えについて

延長保育が終了する午後7時【時間厳守】までに、必ず保護者または保護者の代理人（18歳以上の親族の方等）のお迎えをお願いいたします。

また、お迎えに来られる方を把握するため、入会時にお渡しする「留守家庭児童会 延長利用に係る調査票」を事前に児童会へご提出ください。

なお、車でのお迎えはご遠慮ください。

### 3) おやつについて

学校の授業がある日は、延長時間中（午後5時30分前後）におやつを設定しています。おやつは、保護者の方がご用意いただき、お迎え時に指導員に後日の分を預けてください。（最長5日分までお預かりできます）

なお、土曜日・代休日・長期休暇中は、おやつは午後3時にいただきます。お弁当と一緒に児童に持たせてください。

## 6. 入会後の各種手続きについて

つぎのいずれかに該当する場合は、期限までに下記書類を児童会または担当課に提出してください。

提出書類は児童会または担当課の窓口にて配布しています。

市ホームページからもダウンロードできます。

	内容	提出書類	期限
1	児童を退会させるとき	留守家庭児童会 退会届	退会日の 当月末日（※）
2	延長利用を開始したいとき （就労等で午後5時以降も 保育が必要となる方）	留守家庭児童会 延長利用申請書	利用日の 1週間前
3	延長利用を中止したいとき	留守家庭児童会 延長利用中止届	中止日の 当月末日（※）
4	勤務先が変更になったとき	(1)留守家庭児童会 変更届 (2)留守家庭児童会 利用資格証明書 ※ 連絡先が変更になる場合は、必ず児童会へ申し出てください。	変更が分かり次第 できるだけ早く
5	退職・休職（育児休業含む） 等により、入会要件を満たさ なくなった場合	留守家庭児童会 退会届	入会要件の消失 日
6	各種申請書の記載事項 （住所・電話番号等）に変更 があったとき	留守家庭児童会 変更届 ※ 連絡先が変更になる場合は、必ず児童会へ申し出てください。	変更が分かり次第 できるだけ早く

退会届及び延長利用中止届は、退会日・中止日の当月末までに必ず提出してください。

（※）上表の事由発生が分かり次第できるだけ早く提出してください。

提出が翌月になると、翌月分の保育料が発生します。

## 7. 保育料及び納付方法

### 1) 保育料

午後5時まで……月額 6,000 円

午後7時まで……月額 9,000 円（うち延長保育分 3,000 円）

※ 保育料は、児童会を1度も利用しなくても「留守家庭児童会入会兼延長利用申請書」に記入された月数分が発生します（入会日の属する月から退会する日の属する月まで）。  
必ず利用される期間だけをご記入ください。

※ 3ヶ月以上保育料を滞納したときは入会の取り消しを行うことがあります。

### 2) 減免制度

下記の条件を満たす方は、保育料及び延長保育料の減免を申請することができます。

「留守家庭児童会保育料減免申請書」に必要書類を添えて提出してください。（兄弟姉妹で申し込みの場合、「減免申請書」は児童1人につき1枚ずつ提出が必要ですが、添付書類は1部で構いません。）

入会後に減免申請があった場合は、申請した日の属する月から保育料を減免します。

対象世帯	添付書類	減免額
①生活保護 受給世帯	生活保護受給証明書	全額
②市民税 非課税世帯	市民税非課税証明書※	全額
③市民税 所得割額が0円の世帯	市民税課税証明書※	半額
④同一世帯からの2人目以降の児童	（不要）	半額

※市民税の証明書は、同じ世帯の方の全員分を提出してください。なお、申請時期が4月～5月の場合は前年度分、6月以降については当該年度分を提出してください。

必要年度の1月1日に住民票が本市にあり、税情報の確認に同意する場合は添付を省略することができます。省略を希望する場合は、申請書に同一世帯者全員分（高校生以上）の署名捺印を行った上で、担当課の窓口までお越し下さい。

### 3) 納付方法

原則として預金口座振替による納入をお願いしています。

振替日は当該月の月末（休日等の場合は翌営業日。12月は28日）です。残高不足等により口座振替ができなかった場合は、ご自宅へ督促状を送付します。当該年度中は、翌月分の振替の際に未納分をまとめて振替いたしますので、預金残高をご確認ください。

振替口座のご登録がない場合や、前年度の保育料について未納がある場合は、納付書を送付します。池田市指定金融機関（市役所1階銀行窓口含む、ゆうちょ銀行除く）にて納付してください。金融機関で納付ができない場合は、児童会でも納付することができます。

#### 振替口座の登録について

池田市指定金融機関（ゆうちょ銀行除く）で利用できます。入会手続き時に「留守家庭児童会保育料預金口座振替依頼書」をお渡ししますので、金融機関にてお手続きください。ご登録いただけるのは**保護者名義の口座のみ**です。児童名義の口座は登録できません。

## 8. 入会及び延長利用の決定

入会の許可の決定をしたときは「留守家庭児童会入会許可書」、延長利用の許可を決定したときは「留守家庭児童会延長利用許可書」にて通知します。

## 9. 入会決定の取り消し

入会決定後に次のいずれかが判明した時は、入会決定を取り消します。

- ① 入会申請書類の内容や、世帯の状況に偽りがあった場合
- ② 世帯の状況や、家庭で児童の保育ができない理由に変更があり、その内容が入会の要件を満たさなくなった場合
- ③ 正当な理由なく、3ヵ月以上保育料を滞納している場合
- ④ その他管理運営上、不相当と認める場合

## 10. 入会の準備、留守家庭児童会の生活

### 1) 入会が決まったら

- ① 利用の前日までに児童会を訪問し、保育環境の確認や場所・経路を児童と一緒に事前に歩いて確認してください。
- ② 池田市や留守家庭児童会からの一斉連絡には、一斉連絡システム「さくら連絡網」を利用しています。「さくら連絡網 登録手順書」がお手元に届きましたら、すみやかに登録を行ってください。
- ③ 児童の状況・緊急時の連絡先の把握のため、「緊急時の連絡カード」をお渡ししますので、指導員へ提出してください。

### 2) 準備するもの（持ち物には必ず名前を書いてください。）

- ① 「れんらくぼ」（入会申請後に渡しますので、毎回持って来てください。）
- ② 着替え、ハンカチ、ティッシュ、タオル、水筒、帽子、学習時間用の教材など児童会から他にお願いするものもあります。
- ③ 学校給食のない日はお弁当が必要です。

### 3) 新1年生の4月1日からの生活

- ① 児童会は入学式前の4月1日（この日が日曜日の場合は翌日）から利用できます。
- ② 春休み中は午前8時から午後5時（延長保育利用者は午後7時。ただし、土曜日は除く。）まで開設をします。出席は毎日午前10時までにお願ひします。
- ③ 入学式後は、下校時間に合わせて児童会を開設します。  
しばらくの間は学校給食がありませんので、児童会を利用する場合はお弁当が必要です。
- ④ 保護者が在宅であれば、できるだけ家庭で一緒に過ごしてあげてください。

## 1 1. 児童会でのケガについて

児童の安全を第一に運営を行っていますが、万一、開設時間中にケガをした場合は、応急処置を行った上で、必要に応じて保護者（緊急性の高い場合、勤務先等へご連絡させていただく場合もあります。）に連絡をします。

症状によっては医療機関を受診します。緊急性が高いときなど、市の判断で救急車の要請をすることがありますのでご了承ください。

医療機関を受診した場合の自己負担額は保護者負担となりますが、市で加入している傷害保険が適用される場合がありますので、児童会にご相談ください。保険が適用となる場合は、保険会社より請求にかかる手続き書類を送付いたしますので、お手続きください。

## 1 2. 留守家庭児童会との連絡

出欠席の予定など日常の連絡は「れんらくぼ」で行います。「れんらくぼ」は毎日ご覧いただき、確認の押印またはサインをしてください。

- 1) 児童会での児童のようすについて、特に必要な連絡や保護者へのお願いなどを記入します。
- 2) 保護者からは児童の健康状態、欠席・早退の連絡、家庭で気付かれた事柄などを記入してください。 直接相談したい内容がありましたら、お気軽に指導員までお声がけください。

## 1 3. 欠席・早退の時や出欠席の対応

欠席等の連絡は次のとおりお願いします。また、急きょ欠席するなど予定変更の連絡は、保護者から直接児童会へご連絡ください。児童を通じた連絡は受付できません。

児童の安全確保のため、欠席については必ず事前にお知らせください。

### 1) 欠席や遅刻の時

前もって分かっているときは「れんらくぼ」にてお知らせください。当日の場合は学校だけでなく児童会にも連絡をお願いいたします。なお、学校のある日の午前中は、児童会の留守番電話かファックス等にて連絡してください。

※ 長期休業期間や代休日などの一日開設日は、入室時刻である午前 10 時までに連絡してください。

### 2) 急きょ出席の時

欠席の予定であったが当日急きょ出席となった場合も「れんらくぼ」をご利用ください。または児童の入室前に、留守番電話かファックス等でお知らせください。

### 3) 早退の時

必ず保護者が「れんらくぼ」に明記してください。（児童からの申し出だけでは認めません。）電話による申し出は、事故につながることも考えられますので、できるだけ「れんらくぼ」にてお願いいたします。また、長期休業期間や代休日などの一日開設日では、お弁当前の帰宅（一時預かり）はできません。

なお、学校から一度帰宅してからの出席は認めていません。

### 4) 延長利用児童で、午後 5 時以前で帰宅させたい場合

「れんらくぼ」に明記してください。延長利用児童が月に 1 回も延長保育を利用しなかった場合でも、延長保育料を徴収いたしますのでご了承ください。



## 14. 安全な留守家庭児童会の生活のために

### 1) 集団生活のルール

- ① 児童会から無断で校外に出ることや帰宅することのないように、ご家庭でもお話しておいてください。
- ② 児童会と家庭との経路については、通学路を基本にしてください。延長利用の方は、保護者等が必ず午後7時までに児童会へお迎えに来ていただくようお願いします。
- ③ 児童会から塾などへ通うことは認めていません。この場合は、早退として申し出てください。再び児童会へ戻ることはできません。
- ④ 学校長期休業中や土曜日などにおいても自転車での通学は認めていません。
- ⑤ 故意または過失により備品（窓ガラス・蛍光灯など）の損害が発生した場合は、弁償していただくことがあります。
- ⑥ 児童会内での児童の携帯電話・スマートフォンの使用は認めていません。カバンにしまい、児童会内で出すことのないようご家庭でもお話しください。児童に対する連絡が必要な場合は、児童会までご連絡ください。

### 2) 食中毒の予防について

夏休み等はお弁当持参による一日開設となります。食中毒に対する予防を各家庭においても十分行ってください。特に、お弁当の調理にあたっては次の点に注意してください。

- ① 食品は中まで十分加熱してください。
- ② 手や調理器具を流水で十分洗ってください。
- ③ なまものや前日調理の品などは避けてください。
- ④ 夏場は保冷剤を入れて下さい。

### 3) 病気やケガの場合

- ① 風邪など病気の場合はお預かりできません。ご家庭で看護をお願いします。
- ② 児童会開設中に熱がでた・ケガをした場合などは、緊急連絡先に連絡してお迎えに来ていただきます。来会前に体調不良がみられる場合は、ご家庭で様子をみていただきますようお願いいたします。

### 4) おやつについて

学校の授業がある日については、児童によるおやつの持参を認めておりません。

土曜日・代休日・学校長期休業日など一日開設日は、100円程度のおやつを家庭から持参することとしています。

ただし、延長利用児童については、学校の授業日であっても延長時間中におやつをいただきます。おやつは児童会でお預かりしますので、児童に持たせず、お迎えの際などに指導員に預けてください。

### 5) 帰宅時の安全確保について

児童会では、帰宅時の安全指導・注意喚起やできるだけ複数で帰るよう指導しています。各家庭でも、帰宅経路の点検を行うなど、安全対策に努めてください。

## 15. 緊急時の対応

入会時に提出いただく「緊急時の連絡カード」に記載した連絡先は、必ず連絡が取れるようにしておいてください。

また、気象警報等の発表や災害等を理由に、学校が一斉下校または休校となる場合、児童会は開設しません。「さくら連絡網」を使用して連絡しますので、お迎えのご協力をお願いします。

※さくら連絡網には返信できません。お困りの際は、各児童会へ電話でお問い合わせください。

### 1) 気象警報等の発表等

#### ① 児童が学校にいる場合【授業中・放課後になる前】

学校は休校になり、児童会も開設しません。学校の指示に従い下校してください。

#### ② 児童が児童会にいる場合

児童会は休会となりますので、必要によりお迎えをお願いいたします。

(お迎えが必要な場合は、「さくら連絡網」などで連絡します)

#### ③ 児童が家庭にいる場合【登校前】

	学校のある日	学校が休みの日
午前7時現在警報発表	自宅待機	自宅待機
午前7時～9時の間に警報解除	通常どおり開設します (給食あり)	10:00から開設します(※) (弁当持参)
午前9時時点で警報発表中	休会	休会

※10:00 開設となった場合は、11:00 までに来会してください。

### ほそごう学園スクールバスをご利用の方へ

午前7時に警報等が発表されている場合、スクールバスの運行はありません。

午前7時～9時の間に警報等が解除され、10時から開設する場合もバスの運行はありませんので、来会される場合は送迎をお願いいたします。

### 自宅待機・休会等の基準

休会等の基準となる気象警報については、令和6年4月にお知らせします。

おおさか防災ネットにご登録いただきますと、警報発表等のメールが配信され大変便利です。

登録は下記アドレスに空メールを送信してお手続きください。

[touroku@osaka-bousai.net](mailto:touroku@osaka-bousai.net)

## 2) インフルエンザ等の感染症などによる学級・学年・学校閉鎖等の場合

学級・学年閉鎖	閉鎖の当日から授業が再開されるまで入室できません。 (但し、学校の判断により、閉鎖の前後日等、留守家庭児童会の利用を控えるなどの通知があった場合は、その通知に従ってください。) 感染予防のため、元気に見える児童であっても入室はできませんのでご了解ください。
学校閉鎖	児童会は閉鎖の当日から授業が再開されるまで開設しません。

## 3) 池田市で震度5弱以上のゆれを観測した場合

児童の登校以前	学校・留守家庭児童会から連絡があるまで「 <u>自宅待機</u> 」
学校の授業中 児童会の開設中	学校は臨時休業・留守家庭児童会も休会になります。 学校（留守家庭児童会）までのお迎えをお願いいたします。  ※災害状況によっては、通信環境が不安定になり、メール等の受信ができない場合も考えられます。 震度5弱以上のゆれを観測した場合は上記の対応となりますので、メール配信を待たず、お迎えなどの対応をとっていただきますようお願いいたします。 (児童会へのお問い合わせも、できる限りご遠慮ください。)

## 16. 新学年への継続手続き

引き続き児童会をご利用いただく場合でも、年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに入会の申込が必要です。児童会から次年度の申請書類を配布しますので、期日までにお手続きください。

## 17. 留守家庭児童会の一日の流れ

留守家庭児童会では、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等をめざし、児童の健全な育成を図っています。

児童自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにするために、児童会では、生活時間の区切りを設けています。状況等により変更することもあります。基本的な一日の流れは以下のとおりです。

### 1. 学校教育活動中 【例】

通 常 開 設	
13:30~16:30	入室（荷物の整理・「れんらくぼ」の提出）
	学習（宿題・ドリル等）
	自由遊び・集団遊び
16:30~16:45	後片付け（荷物の整理・忘れ物の確認）
16:45~16:55	終わりの会（一日の反省・連絡・鍵等の確認）
16:55~17:00	退室（安全指導）

### 2. 土曜日・学校代休日・学校長期休業日等 【例】

通 常 開 設	
08:00~10:00	入室（荷物の整理・「れんらくぼ」の提出）
10:00~12:00	学習（宿題・ドリル等）
	自由遊び・集団遊び
12:00~13:00	昼食
13:00~15:00	休憩・読書
	自由遊び・集団遊び
15:00~15:30	おやつ
15:30~16:30	自由遊び・集団遊び
16:30~16:45	後片付け（荷物の整理・忘れ物の確認）
16:45~16:55	終わりの会（一日の反省・連絡・鍵等の確認）
16:55~17:00	退室（安全指導）

### 3. 延長保育時間（土曜日は除く） 【例】

延 長 保 育	
17:00~18:30	室内での遊び・学習など
18:30~19:00	保護者等のお迎えにより退室

※ 児童会により時間・内容等は異なります。

#### <学校の時間割（例）>

- ・ 4時限終了 12:35
- ・ 給 食 12:35~13:20
- ・ 掃 除 13:20~13:35
- ・ 終 了 13:50 → 児童会へ
- ・ 5時限終了 14:40
- ・ 終 了 14:55 → 児童会へ
- ・ 6時限終了 15:35
- ・ 終 了 15:50 → 児童会へ





## 池田市留守家庭児童会 連絡先一覧

名 称	電話・FAX	携帯電話
池田留守家庭児童会	751-0082	090-5123-7627
秦野留守家庭児童会	751-0206	090-5123-7629
北豊島留守家庭児童会	761-0210	090-5123-7630
呉服留守家庭児童会	751-0289	090-5123-7631
石橋留守家庭児童会	761-0295	090-5123-7632
五月丘留守家庭児童会	751-0409	090-5123-7633
石橋南留守家庭児童会	761-0427	090-5123-7634
緑丘留守家庭児童会	751-0473	090-5123-7635
神田留守家庭児童会	751-0512	090-5123-7636
ほそごう留守家庭児童会	751-0545	090-5123-7637

